

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止重点区域の変更（拡大）案について御意見をお寄せください

川崎市では、平成 7 年 7 月に地域の環境美化の促進を目的とした「川崎市飲料容器等の散乱（ポイ捨て）防止に関する条例」を、また、平成 18 年 4 月に市民等の身体及び財産の安全の確保を目的とした「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、特に飲料容器等の散乱の防止及び路上喫煙を防止する必要があると認める主要駅周辺などを「重点区域」に指定し、飲料容器等の散乱防止及び路上喫煙防止に取り組んでいます。

武蔵小杉駅周辺については、令和 5 年 12 月の JR 横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札の供用開始に伴い、駅周辺の環境が変わることを受けて、周辺の調査を行い、その結果、特に人の往来が増えている区域として、東急武蔵小杉駅東口から横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札までと武蔵小杉駅から中原区役所までの一部の道路について、重点区域の変更（拡大）を行うことにより、当該地域における散乱防止及び路上喫煙防止の取組を推進していきますので、別紙重点区域変更（拡大）案について皆様の御意見をお寄せください。

1 意見募集の期間

令和 6（2024）年 8 月 19 日（月）～9 月 17 日（火）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、別紙意見書を用いて、市民文化局市民生活部地域安全推進課または環境局生活環境部減量推進課宛てに御意見をお寄せください。

(1) 電子メール（<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/250/0000168031.html>）

川崎市ホームページのパブリックコメント手続用ページへアクセスし、手続に従って御意見を提出してください。

(2) 郵送・持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

- ・川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課宛て（川崎市役所本庁舎 2 1 階）
- ・川崎市環境局生活環境部減量推進課宛て（川崎市役所本庁舎 2 0 階）

(3) ファクシミリ

FAX 番号 044-200-3869（市民文化局市民生活部地域安全推進課）

044-200-3923（環境局生活環境部減量推進課）

《注意事項》

- ・御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。
- ・記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理されます。
- ・御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。
- ・電話や口頭での御意見の提出は、御遠慮願います。

3 その他

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、ホームページで公表します。

4 問い合わせ先

- ・路上喫煙防止について：市民文化局市民生活部地域安全推進課
電話 044-200-3839／FAX 044-200-3869
- ・飲料容器等の散乱防止について：環境局生活環境部減量推進課
電話 044-200-2580／FAX 044-200-3923

1 条例の概要

■川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（通称：ポイ捨て禁止条例）【平成7年7月1日施行】

■川崎市路上喫煙の防止に関する条例（通称：路上喫煙防止条例）【平成18年4月1日施行】

条例のポイント

○ポイ捨て禁止条例：地域の環境美化の促進を目的として制定しました

○路上喫煙防止条例：歩行者の安全確保を目的として制定しました

○散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域を指定します

特に「散乱を防止する」「路上喫煙を防止する」必要があると認める主要駅周辺などを「散乱防止重点区域」「路上喫煙防止重点区域」に指定します。

現在、川崎駅周辺、新川崎・鹿島田駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺及び新百合ヶ丘駅周辺を重点区域として指定しています。

○条例には罰則を定めています

「路上喫煙防止重点区域」で路上喫煙をすると、2,000円の過料に処せられます（指定喫煙場所を除く）。

「散乱防止重点区域」でポイ捨てをすると、2,000円の過料に処せられます。

2 重点区域指定の考え方

川崎市総合計画における広域拠点駅及び地域生活拠点駅（※）の駅前広場、広場を起点とした主要道路及びこれらと接続した公共的施設、商店街等への道路等を重点区域とします。

1 区域限定の理由について

「重点区域」については、人の往来が多い区域に限定して、重点的、集中的かつきめ細かく対策を講じ意識啓発を行うことで、区域外（市内全域）への波及効果が期待でき、かつ条例の周知・PRの効果が高いこと。

2 罰則の適用について

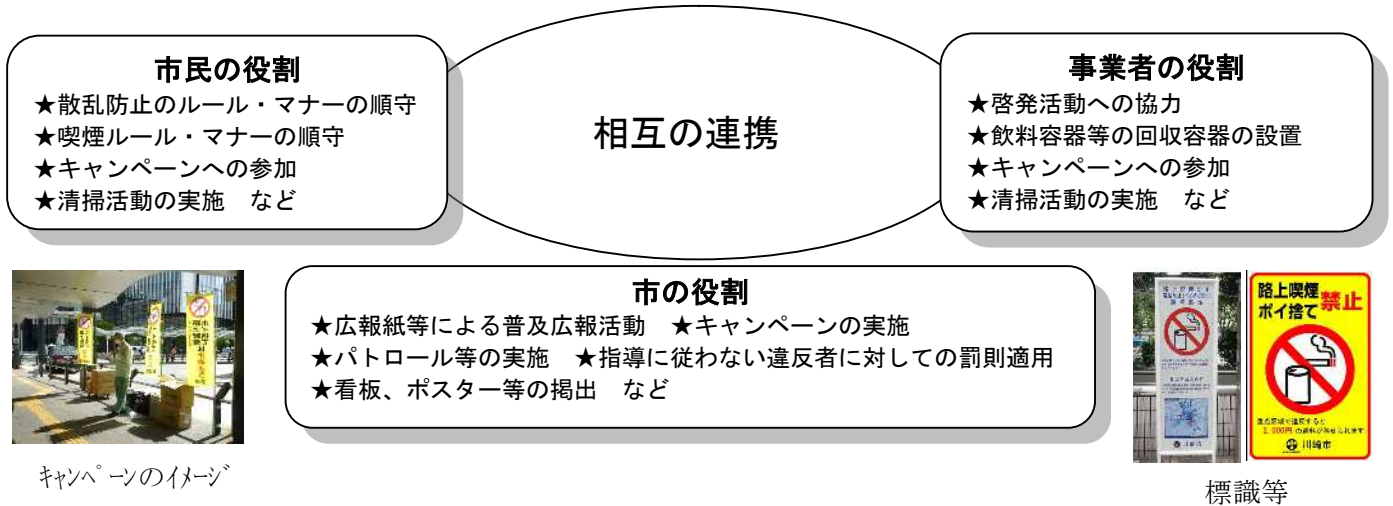
路上喫煙の違反は、歩行者の安全確保を困難にすることから、喫煙者のルールやマナーの徹底が必要不可欠です。また、ルールやマナーを守らない違反者への罰則適用は必要であるため、適用範囲を指定する必要があります。

※広域拠点：首都圏にアクセスしやすい好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する商業・業務・文化・都市型住宅等の都市機能が集積した地域拠点

※地域生活拠点：市民の身近な日常生活や住まいを起点に、それぞれの地域特性や個性と密着した商業・業務・都市型住宅等の機能がコンパクトに集約された地域拠点

3 重点区域における取組

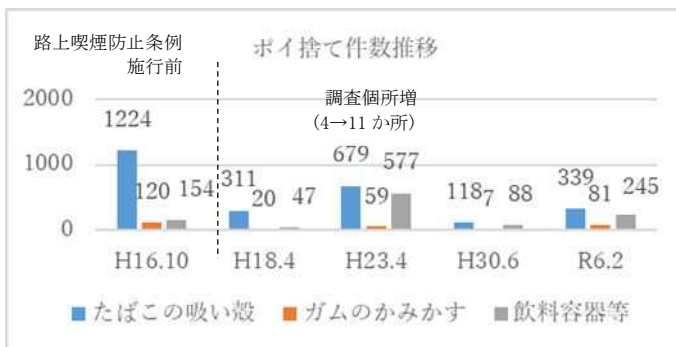
散乱防止・路上喫煙防止の取組を具体的に推進していくためには、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、取り組んでいく必要があります。



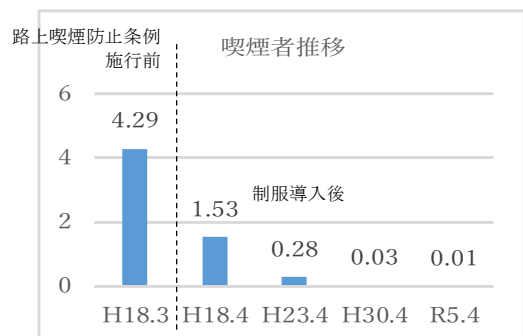
<参考>

ポイ捨て状況及び歩行者に占める喫煙者の割合は、条例施行前と比較すると、ともに減少しており、一定の効果が現れています。

(参考) 川崎駅周辺の散乱物調査結果



(参考) 川崎駅周辺の歩行者に占める喫煙者の割合



4 武蔵小杉駅周辺における重点区域変更(拡大)の目的と考え方

武蔵小杉駅周辺については、令和5年12月に横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札の供用開始に伴い、駅周辺の環境が変わることを受けて、周辺の調査を行い、その結果、特に人の往来が増えている区域として、東急武蔵小杉駅東口から横須賀線武蔵小杉駅綱島街道改札までと武蔵小杉駅から中原区役所までの一部の道路について、重点区域の変更(拡大)を行うことにより、当該区域における散乱防止・路上喫煙防止を推進し、地域の環境美化と安全で快適なまちづくりを目指していくものです。

武蔵小杉駅周辺の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域変更(拡大)案については別図を御覧ください。

5 今後の予定

■重点区域指定の告示

令和6年12月20日

■重点区域指定の効力発生（施行）

令和7年1月20日

